

「無人航空機操縦者技能証明に関する事務処理要領」の一部改正について

改正案	現行
<p>令和4年11月28日 制定（国空無機第235404号）  <u>令和6年12月2日 改正（国空無機第66555号）</u>                      国土交通省航空局安全部                      無人航空機安全課長                        無人航空機操縦者技能証明に関する事務処理要領</p>	<p>令和4年11月28日 制定（国空無機第235404号）                        国土交通省航空局安全部                      無人航空機安全課長                        無人航空機操縦者技能証明に関する事務処理要領</p>
<p>1 目的</p>	<p>1 目的</p>
<p>本要領は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第11章第3節及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第11章第3節で定められた無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）制度について、その申請等に必要な事項及び要領を定めることを目的とする。</p>	<p>本要領は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第11章第3節及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第10章第3節で定められた無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）制度について、その申請等に必要な事項及び要領を定めることを目的とする。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 技能証明申請に係る手続</p>	<p>3 技能証明申請に係る手続</p>
<p>3. 1～3. 9 （略）</p>	<p>3. 1～3. 9 （略）</p>
<p>3. 10 技能証明申請者の本人確認方法                      規則第236条の38の規定による技能証明の申請に必要な技能証明申請者の本人確認については、次のいずれかの方法により行う。</p>	<p>3. 10 技能証明申請者の本人確認方法                      規則第236条の38の規定による技能証明の申請に必要な技能証明申請者の本人確認については、次のいずれかの方法により行う。</p>
<p>①・② （略）</p>	<p>①・② （略）</p>
<p>③ 本人確認書類の郵送による本人確認                      技能証明申請システムに申請者情報を入力後に、以下のい</p>	<p>③ 本人確認書類の郵送による本人確認                      技能証明申請システムに申請者情報を入力後に、以下のい</p>

<p>れかの書類を添付して国へ提出する。国は、技能証明申請システムの内容と郵送された本人確認書類を突合することにより本人確認を行い、本人確認書類記載の住所に手数料納付書を郵送し、申請者から手数料が納付されたことをもって本人確認を完了するものとする。</p>	<p>れかの書類を添付して国へ提出する。国は、技能証明申請システムの内容と郵送された本人確認書類を突合することにより本人確認を行い、本人確認書類記載の住所に手数料納付書を郵送し、申請者から手数料が納付されたことをもって本人確認を完了するものとする。</p>
<p>イ) 技能証明申請者が本邦内に住居を有する場合 次のうち(i)又は(ii)のいずれか</p>	<p>イ) 技能証明申請者が本邦内に住居を有する場合 次のうち(i)又は(ii)のいずれか</p>
<p>(i) 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書で<u>あつて</u>、申請者の氏名、生年月日及び住所の記載されたもの（コピー不可）</p>	<p>(i) 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書で<u>あつて</u>、申請者の氏名、生年月日及び住所の記載されたもの（コピー不可）</p>
<p>(ii) 以下の書類のうち、申請者の氏名、生年月日及び住所の記載されたもの2種類の写し（コピー、写真等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、・運転経歴証明書、・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書、・個人番号カード</li> <li>・<u>国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面に限る。）</u></li> <li>・<u>介護保険の被保険者証</u></li> <li>・健康保険日雇特例被保険者手帳 <u>（削る）</u></li> <li><u>（削る）</u></li> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・母子健康手帳</li> <li>・その他官公庁から発行・発給された<u>もの</u>（平成27年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号に規</li> </ul>	<p>(ii) 以下の書類のうち、申請者の氏名、生年月日及び住所の記載されたもの2種類の写し（コピー、写真等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、・運転経歴証明書、・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書、・個人番号カード</li> <li>・<u>国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若くは介護保険の被保険者証</u></li> <li><u>（新設）</u></li> <li>・健康保険日雇特例被保険者手帳</li> <li>・<u>国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証</u></li> <li>・<u>私立学校教職員共済制度の加入者証</u></li> <li>・<u>国民年金手帳、・児童扶養手当証書、・特別児童扶養手当証書</u></li> <li>・母子健康手帳</li> <li>・その他官公庁から発行・発給された<u>もので、申請者の氏名、生年月日及び住所の記載があるもの</u>（平成二十七年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働</li> </ul>

<p>定するものを除く。)</p>	<p>省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第<u>二</u>号に規定するものを除く。)</p>
<p>ロ) (略)</p>	<p>ロ) (略)</p>
<p>附 則 (令和4年11月28日 国空無機第235404号) (施行期日) この要領は、令和4年12月5日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和6年12月2日 国空無機第66555号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この要領は、令和6年12月2日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>第2条 この要領の施行の際現に交付を受けている次の各号に掲げる書類(当該自然人の氏名、生年月日及び住所の記載があるものに限る。)は、それぞれ当該各号に定める期間は、この要領による改正後の3.10③イ)(ii)に掲げる書類とみなす。</u> <u>一 国民健康保険、健康保険、船員保険及び後期高齢者医療の被保険者証 有効期間が経過するまでの間(当該期間の末日がこの通達の施行の日(同号及び次号において「施行日」という。)から起算して1年を経過する日の翌日以後であるときは、施行日から起算して1年間とする。)</u> <u>二 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証 施行日から起算して1年を経過する日(任意継続加入者に係るものにあつては、同日又は有効期限のいずれか早い日)までの間</u></p>	<p>附 則 (令和4年11月28日 国空無機第235404号) (施行期日) この要領は、令和4年12月5日から施行する。</p>